令和6年7月1日現在

【医療保険】

社会医療法人熊谷総合病院　訪問看護ステーションフェリーチェ
指定訪問看護契約書

■訪問看護重要事項説明書

１　事業者（法人）の概要

事業者(法人)の名称	社会医療法人熊谷総合病院
代表者役職・氏名	理事長　　中村　信一
所在地・電話番号	〒360-8567 埼玉県熊谷市中西四丁目５番１号
法人設立年月日	平成28年3月28日

２　サービスを提供する事業所の概要

（１）事業所の名称等

名称	訪問看護ステーションフェリーチェ
事業所番号	介護保険（訪問看護・予防訪問看護） 指定事業所番号　１１６３１９０１７０
	医療保険 指定事業所番号　３１９０１７０
所在地	〒360-8567 埼玉県熊谷市中西四丁目５番１号
電話番号	０４８（５２０）３９１１
ファックス番号	０４８（５２０）３９１２
サービス実施地域	・介護保険　熊谷市、行田市 ・医療保険　熊谷市、行田市、深谷市

（２）事業所の窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日　８時３０分から午後５時まで 土曜日　８時３０分から午後１２時まで (第２・第４土曜日は除く)
休業日	国民の祝日に関する法律に定める休日、 年末年始１２月２９日から１月３日 第２・第４土曜日

※緊急時は２４時間対応致します。１７時から当番の看護師が自宅待機で対応しております。

※状態の悪い方、医療処置が必要な方は休業日でも訪問看護可能です。（２４時間対応の契約が必要です。）

（３）事業所の勤務体制

職　　種	業務内容	勤務形態・人員
管理者	・従業者と業務の管理を行います。 ・従業者に法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。 ・訪問看護計画を作成し、利用者へ説明し同意を得ます。 ・サービス担当者会議へ出席等により居宅支援事業者と連携を図ります。 ・利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握します。 ・訪問看護の業務の実施状況を把握します。 ・訪問看護師に対する研修、技術指導を行います。	常勤１名
訪問看護職員	・指定訪問看護等の提供に当たる。 ・訪問看護計画書及び訪問看護報告書（介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書）を作成する。 ・理学療法士等が提供する指定訪問看護等については当該計画書及び報告書を看護師と理学療法士等が連携して作成する。	常勤看護師7名 非常勤看護師3名 非常勤(兼務)理学療法士7名 非常勤(兼務)作業療法士3名 非常勤(兼務)言語聴覚士1名
事務員	・訪問看護に必要な事務を行う。	常勤(兼務)2名

３　サービスの内容

介護保険はご家族やケアマネージャーと相談して、時間で契約致します。

医療保険は１回１時間３０分が限度になります。

病状や病名により訪問回数をお話合いで決定致します。

※訪問看護及び訪問リハビリ（訪問看護）

看護師等が、医師の指示に基づき、訪問看護サービスを行う。

（具体的な内容）

・病状の観察

・清拭　・洗髪　・褥瘡の処置　・体位交換　・カテーテル等医療器具の管理指導

・食事・排泄等の介助　・家族への介護指導等

・四肢運動機能低下の予防と回復　・関節拘縮の予防と回復

・日常生活における機能訓練、歩行練習

・医師に指示された医療行為等

４　利用料金

・介護保険の利用者は、別紙の料金表のとおりです。

・医療保険の利用者は、別紙のとおりです。（訪問看護料金のご案内）

・その他の費用は別紙でご説明させていただきます。

５　料金の支払い方法

・訪問看護利用料は1ヶ月分まとめて次の月に銀行より引き落としとなります。

引き落とし日は毎月２８日（銀行等休日の場合はその翌営業日）となります。

通帳に「RKS（KSﾎｳﾓﾝｶﾝｺﾞ）」と印字されます。入金確認後領収書を発行させていただきます。

なお、領収書は再発行いたしませんので、ご了承下さい。

引き落としができない場合には、翌月に2カ月分まとめて、引き落としさせていただきます。

６　緊急時（事故発生時を含む）の対応

・サービス提供中、容態の急変等や事故が発生した時は、速やかに主治医に連絡をとり、

その指示を受け適切に対応致します。

・またサービス提供により事故が発生した時は、市町村、利用者の家族、

居宅支援事業所等に連絡するとともに必要な措置を講じます。

なお、事業所は下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名　　（社）全国訪問看護事業協会

保険名称　　訪問看護事業者総合補償制度

7　虐待防止に関する事項

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1)虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、
その結果について、看護師等に周知徹底を図ります。

(2)虐待の防止のための指針の整備をしています。

(3)看護師等に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施しています。

(4)前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を選定しています。

虐待防止担当者・責任者：　管理者　石川　真実

事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、
速やかにこれを市町村に通報するものとする。

8　秘密の保持

(1)　従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、
従業者である期間及び従業者でなくなった場合においても、その秘密を保持すべき旨を、
従業者との雇用契約の内容とします。

(2)　利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で
利用者の個人情報を用いません。また利用者の家族の個人情報についても、
あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の
家族の個人情報を用いません。

(3)　利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」
及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めます。

9　ハラスメント対策

(1)事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい
環境づくりを目指します。

(2)利用者が事業者の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等
の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

10　やむを得ず、サービスの中止又は日時の変更が生じた場合

事業者、利用者とも原則的には２４時間以内としますが、理由発生後速やかに連絡し、
双方合意の上で変更することとします。

11　サービス提供に関する相談、苦情

相談及び苦情を受けるための窓口を設置します。速やかに、かつ誠意を持って対応いたします。

訪問看護ステーションフェリーチェ担当者　石川　真実　電話番号　０４８－５２０－３９１１

当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口

・大里広域市町村圏組合～介護保険課　電話番号　０４８－５０１－１３３０
・埼玉県国民健康保険団体連合会～苦情相談窓口　電話番号　０４８－８２４－２５６８
・熊谷市長寿いきがい課　代表電話番号　０４８－５２４－１１１１
・行田市高齢者福祉課　代表電話番号　０４８－５５６－１１１１

訪問看護料金のご案内(医療保険)

【訪問看護基本療養費】

種類	内容		週3回目まで	週4日目以降
基本療養費（Ⅰ）	看護師		5,550円/日	6,550円/日
	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士		5,550円/日	
基本療養費（Ⅱ）	看護師	同一日2人	5,550円/日	6,550円/日
		同一日3人	2,780円/日	3,280円/日
	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	同一日2人	5,550円/日	
		同一日3人	2,780円/日	
基本療養費(Ⅲ)	外泊中の訪問看護に対し算定		8,500円/日	

【訪問看護基本療養費の加算】

加算名	内容	金額	
難病等複数回訪問加算 1日2回	厚生労働大臣が定める疾病等または特別訪問看護指示書の交付を受けた利用者が対象	同一建物内1人	4,500円/日
		同一建物内2人	4,500円/日
		同一建物内3人	4,000円/日
難病等複数回訪問加算 1日3回以上	厚生労働大臣が定める疾病等または特別訪問看護指示書の交付を受けた利用者が対象	同一建物内1人	8,000円/日
		同一建物内2人	8,000円/日
		同一建物内3人	7,200円/日
緊急訪問看護加算	計画外の訪問で主治医または、利用者やその家族の求めに応じ、緊急で訪問した場合	月14日目まで	2,650円/日
		月15日目以降	2,000円/日
長時間訪問看護加算	90分を超える訪問看護を行った場合 特別な管理を必要とする利用者、または特別指示書の交付を受けた利用者が対象	5,200円 週1回又は週3回を限度	
乳幼児加算	6歳未満の乳幼児に対し、訪問看護を行った場合	別に厚生労働大臣が定める者に該当 1,800円/日	
		上記以外の場合 1,300円/日	
複数名訪問看護加算	同時に看護師と訪問する場合	同一建物内1人	4,500円/日
		同一建物内2人	4,500円/日
		同一建物内3人	4,000円/日
夜間・早朝訪問看護加算	夜間(18時～22時)、早朝(6時～8時)に訪問看護を行う場合	2,100円/回	
深夜訪問看護加算	深夜(22時～6時)に訪問看護を行う場合	4,200円/回	

【訪問看護管理療養費】

加算名	内容	金額
機能強化型管理療養費Ⅰ	月の初日の訪問の場合	13,230円
管理療養費Ⅰ	月の2回目以降の訪問の場合	3,000円/日

【訪問看護管理療養費の加算】

加算名	内容	金額
24時間対応体制加算	電話で常時対応でき、緊急時訪問看護を必要に応じて行える体制にあり、ご利用者様の同意を得た場合	6,800円/月
特別管理加算	特別な管理を必要とする場合	2,500円/月
	重症度の高い場合	5,000円/月
退院時共同指導加算	退院・退所にあたり、医師・訪問看護ステーションの看護師等が共同して指導を行った場合 ※がん末期等は2回まで算定可。	8,000円/回
特別管理指導加算	特別な管理を必要とする利用者に対して、退院時共同指導加算に上乗せして算定	2,000円/回
退院支援指導加算	退院日に在宅において必要な指導を行った場合	6,000円/回
	別に厚生労働大臣が定める長時間の訪問を要する利用者に対し、退院日に在宅において長時間にわたり療養上必要な指導を行った場合	8,400円/月
在宅患者連携指導加算	保険医療機関等と文書等により情報共有を行い、療養上必要な指導を行った場合	3,000円/月
在宅患者緊急等カンファレンス加算	在宅で通院困難な患者の急変や診療方針の変更に伴い医療従事者等と共同でカンファレンスを行い、療養上必要な指導を行った場合 (ICTの利用も可)	2,000円/回
看護・介護職員連携強化加算	喀痰吸引等特定行為業務を実施する介護職員等へ支援を行った場合	2,500円/月
医療ＤＸ情報活用加算	オンライン資格確認により、利用者の診療情報を取得し訪問看護の実施関する計画的な管理を行う場合	50円/月

【訪問看護情報提供療養費】

種類		金額
訪問看護情報提供療養費1	市町村等からの求めに応じ、厚生労働大臣が定める疾病等の利用者に係る情報提供を行った場合	1,500円/月
訪問看護情報提供療養費2	学校等からの求めに応じ、厚生労働大臣が定める疾病等の利用者に係る情報提供を行った場合	1,500円/回
訪問看護情報提供療養費3	保険医療機関、介護施設等への入院・入所にあたり、主治医に情報提供を行った場合	1,500円/月

【訪問看護ターミナルケア療養費】

種類		金額
訪問看護ターミナルケア療養費1	在宅、または特別養護老人ホーム等で死亡した利用者に対し、死亡日および死亡前14日以内に2回以上のターミナルケアを行った場合	25,000円/回

【訪問看護ベースアップ評価料】

種類		金額
ベースアップ評価料(Ⅰ)	主として医療に従事する職員の賃金の改善を図る体制にある場合	780円/月

♦その他の利用料金について(保険外)

種類	内容	金額
交通費	1回の訪問ごとに料金が発生いたします	200円+消費税/回
休日料金	休業日に訪問した場合	1,800円+消費税/日
死後の処置料	ご希望に応じてエンゼルケアを行います	10,000円+消費税/回
薬剤配送料	薬の配送をした場合	2,000円+消費税/回
支払証明書発行料	領収書の再発行はできかねますが、ご希望の方には支払証明書を発行いたします。 支払証明書は1通あたり、ひと月分となります。	500円+消費税/通

■私は、事業者から料金について説明を受け、下記のサービスについて同意します。

加算名	同意	説明・同意日
緊急時訪問看護加算	24時間対応を 申込みます　・　申し込みません	年　月　日
※24時間、365日電話がつながります。 【連絡先】 ①048-520-3911　①がつながらない場合は、090-1036-0785　にご連絡ください。		

加算名	同意	説明・同意日
複数名訪問加算（Ⅰ）	申込みます　・　申し込みません	年　月　日
本来訪問看護は1人で伺って行うものですが、以下の場合は複数名で訪問看護に伺います。 ①ご利用者の身体的理由により1人の訪問看護が困難と認められた場合 ②暴力行為・著しい迷惑行為・器物破損行為等が認められる場合 ③その他利用者の状況等から判断して、①または②に従ずると認められる場合		

加算名	同意
ターミナルケア加算	説明・同意日（　年　月　日） 看護師＿＿＿＿＿＿＿＿が、＿＿＿＿＿＿＿＿様に ターミナルケアについて説明し、同意を得ました。

看護学生同行実習について	説明・同意日
看護学生の同行実習に、　同意します　・　同意しません	年　月　日
当ステーションでは、年間を通して看護学生の実習を受け入れています。 学生には、礼儀正しくすること、個人情報の守秘義務があることを指導しております。 体温の測定や血圧測定等看護師と一緒にかかわらせていただきますが、 その他は見学実習になります。 是非、在宅看護の実際を学ぶ機会にご協力いただければ幸いです。	

■個人情報の同意について

私（利用者）、及びその家族の個人情報については、下記のとおり必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

1.使用する目的

（1）居宅サービス計画に沿って円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議及び介護支援専門員との連絡調整等において必要な場合

（2）利用者が介護施設に入所または病院に入院されることに伴う必要最小限の情報提供

2.使用する事業者の範囲

利用者が提供を受けるすべてのサービス事業者・医療関係者

3.使用する期間

契約で定める期間

4.条件

（1）個人情報の提供は必要最小限とし、提供にあたっては関係者以外の者に漏れることのないように細心の注意を払うこと

（2）個人情報を使用した会議においては、出席者、議事内容等を記録しておくこと

■訪問看護の提供開始にあたり、以上の重要事項、訪問看護料金、
個人情報の取り扱いについて説明を受け、同意致しました。

契約締結日　　年　　月　　日

事業者　〈名称〉　社会医療法人熊谷総合病院　訪問看護ステーションフェリーチェ
〈住所〉　埼玉県熊谷市中西四丁目5番1号
〈管理者〉　石川　真実

	利用者
住所	
氏名	

利用者は、身体の状況等により署名ができないため、利用者本人の意思を確認のうえ、
私が利用者に代わって、その署名を代筆しました。

	署名代筆者	
住所		
氏名		（ご関係）

説明者（　　）